

「さいたま市週休 2 日ステップアップ試行工事」特記仕様書

（趣旨）

第 1 条 この特記仕様書は、「さいたま市週休 2 日ステップアップ試行工事」（以下、「週休 2 日ステップアップ工事」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（休日形態の指定）

第 2 条 本市の「週休 2 日ステップアップ工事」においては、表 1 の休日形態から受注者が指定する。

なお、対象期間は現場着手から現場完成までの期間とする。

表 1 週休 2 日ステップアップ工事の休日形態

| | 休日形態 | 定 義 |
|---|-----------|-----------------------------------|
| ① | 4 週 8 休相当 | 現場閉所率が 28.5%（8 日／28 日）以上 |
| ② | 4 週 7 休相当 | 現場閉所率が 25.0%（7 日／28 日）以上 28.5% 未満 |
| ③ | 4 週 6 休相当 | 現場閉所率が 21.4%（6 日／28 日）以上 25.0% 未満 |
| ④ | 未指定 | 休日形態の指定しない |

（間接工事費率の補正）

第 3 条 前条に規定する休日形態により工事を完成させた場合には、間接工事費の率に、それぞれ表 2 の補正係数を乗じる。

なお、これらの補正にあたっては、契約変更により対応する。

表 2 週休 2 日ステップアップ工事の間接工事費率の補正係数

| | 休日形態 | 共通仮設費率の補正係数 | 現場管理費率の補正係数 |
|---|-----------|-------------|-------------|
| ① | 4 週 8 休相当 | 1.04 | 1.05 |
| ② | 4 週 7 休相当 | 1.03 | 1.04 |
| ③ | 4 週 6 休相当 | 1.01 | 1.02 |

（工事成績評定点）

第 4 条 現場着手から現場完了までの期間を通じて、4 週 8 休を達成できた場合に限り、工事成績評定点において加点を行う。

(提出書類)

第5条 週休2日ステップアップ工事の施工にあたっては、適宜、次の書類を提出する。

なお、契約後に週休2日ステップアップ工事の適用除外とした場合には、それ以降、書類の提出を省略することができる。

① 休日取得予定通知書（様式2）

契約締結から現場着手までの期間に、発注者へ提出する。

② 休日取得計画書（様式3）

現場着手月は当該月分、それ以降は、翌月の作業開始前までに発注者へ提出する。

③ 休日取得実施書（様式4）

休日取得計画書の該当月の翌月1日から7日以内に、発注者へ提出する。

④ 休日取得予定通知書（様式5）

現場が完了した段階で、発注者へ提出する。

⑤ 適用除外報告書（様式6）

現場着手後、やむを得ず4週6休未満の休日形態とする場合に、発注者へ提出する。

(その他)

第6条 この特記仕様書に定めのない事項については、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事実施要領」等に定められているほか、監督職員等と協議のうえ、決定するものとする。

(附則)

この特記仕様書は、平成31年4月1日より施行する。